

保健所運営報告

保健所番号: 010 総所・人口別

1 児童保健所実働状況 平成 5 年中

Table with columns for child categories (Infants, Children, etc.) and staff types (Regular, Part-time, etc.).

- (注) 1 児童所が所管及び担当に対して実施した児童保健(科目を除く。)の実働状況を把握するものであること。 2 児童所が自ら企画して実施したものは、児童所が別に担当し且つ再興又は他からの委託した児童保健に児童所の既働(既働型)と併せ、が加算して行った場合も計上すること。 3 関係部門の時に児童保健所を兼務した場合は計上すること。 4 民間の「施設開設(注)」には、担当した人員数にかかわらず、開設した場所ごとに施設別(4施設以内)単位とし、「既働」も記入の場合は、4施設までをそれぞれに単位を記入して加算した施設数を計上すること。ただし、早番、中番及び夜間勤務の人数は含めないこと。 5 多目的の用途にわたる児童保健所を同一人に実施した場合は、「受診実人員」は受診の内容に応じてそれぞれ異なる区分に計上し、「開設施設」は受診人員の最も多い区分に計上すること。

保健所運営報告

保健所番号: 021 総所・人口別

2 母予新生(妊娠の経過) 平成 5 年中

Table showing pregnancy progress by month (11 months, 12-19 weeks, 20-27 weeks, 28 weeks+, etc.).

- (注) 1 母子健康課3名の担当による妊娠の経過の状況を把握するものであること。 2 本年中に届出られた妊娠経過、又は市町村長(総合形の中実を除く。)から報告された妊娠の経過に関する報告に基づいて計上すること。

2 (3) 母子新生(産婦保健指導)

Table with columns for staff types and categories (Infants, Children, etc.).

- (注) 1 産婦保健指導に関する保健所実働及び市町村の実働状況を把握するものであること。 2 「市町村の実働」のうち児童所が依頼されたものは「保健所実働」及び「(再掲)市町村支援分」にも計上すること。 3 民間、保健所又は他機関(いずれも既働型)と併せ、が行った場合に計上すること。 4 民間の「本年初回産婦実人員(注)」には、本年中に初めて指導を受けた者の実人員を計上すること。 5 民間の「児童のある者の実人員(注)」には、それぞれの民間(民間)について、本年中に初めて指導を受けた者の実人員を計上すること。 6 民間機関に委託して行った産婦保健指導(昭和41年4月9日厚生省発(児産)第10号厚生省告示)については計上しないこと。

保健所運営報告

保健所番号: 024 総所・人口別

2 (4) 母子新生(乳幼児保健指導) 平成 5 年中

Table with columns for child categories (Infants, Children, etc.) and staff types (Regular, Part-time, etc.).

- (注) 1 乳幼児保健指導に関する保健所実働及び市町村の実働状況を把握するものであること。 2 「市町村の実働」のうち児童所が依頼されたものは「保健所実働」及び「(再掲)市町村支援分」にも計上すること。 3 民間、保健所又は他機関(いずれも既働型)と併せ、が行った場合に計上すること。 4 民間の「本年初回産婦実人員(注)」には、本年中に初めて指導を受けた者の実人員を計上すること。 5 民間の「児童のある者の実人員(注)」には、それぞれの民間(民間)について、本年中に初めて指導を受けた者の実人員を計上すること。 6 民間機関に委託して行った乳幼児保健指導(昭和41年4月9日厚生省発(児産)第10号厚生省告示)については計上しないこと。

2 (5) 母子新生(訪問指導)

Table with columns for staff types and categories (Infants, Children, etc.).

- (注) 1 訪問指導に関する保健所実働及び市町村の実働状況を把握するものであること。 2 「市町村の実働」のうち児童所が依頼されたものは「保健所実働」及び「(再掲)市町村支援分」にも計上すること。 3 母子健康課3名の担当による訪問指導及び産婦保健指導に併せて計上すること。 4 保健所及び市町村の既働、保健所及び産婦(いずれも既働型)と併せ、が行った訪問指導については計上すること。

保健所運営報告

保健所番号: 024 総所・人口別

2 (6) 母子新生(保健所における産育指導) 平成 5 年中

Table with columns for staff types and categories (Infants, Children, etc.).

- (注) 1 児童保健課19名の担当により、保健所において行った産育指導の状況を把握するものであること。 2 民間の「本年初回産婦実人員(注)」には、民間委託又は他機関に依頼せず指導を受けた者のうち、本年において初めて指導結果の判定がなされた者について計上すること。 3 民間の「産婦保健」には、民間に委託する指導結果の判定により民間の区分ごとに指導を受けた実人員を計上すること。 4 民間の「産婦保健」には、保健所に関する指導結果の判定により民間の区分ごとに指導を受けた実人員を計上すること。なお、指導の結果2種以上の判定がなされた場合は、それぞれの区分に計上すること。 5 民間の2種以上の指導を受けた者については、結果によりそれぞれの区分に計上すること。

保健所運営報告

保健所番号	030	型別・人口別 号
-------	-----	-------------

3 歯科衛生

平成8年中

030

		検 診 保 健 指 導					計 (6)
		妊産婦 (1)	乳 幼 児		そ の 他		
			3歳児健康診査 (2)	そ の 他 (3)	40歳以上 (4)	そ の 他 (5)	
保健所活動	個別指導延人員 (1)						
	集団指導	開設回数 (2)					
		延人員 (3)					
(再掲) 市町村支援分	個別指導延人員 (4)						
	集団指導	開設回数 (5)					
		延人員 (6)					
(する市を除く) 市町村の実施	個別指導延人員 (7)						
	集団指導	開設回数 (8)					
		延人員 (9)					

	予 防 処 置 を 受 け た 者 の 延 人 員			治 療	計 (10)
	妊 産 婦 (7)	乳 幼 児 (8)	そ の 他 (9)	処 置 ・ 治 療 を 受 け た 者 の 延 人 員 (10)	
保健所活動 (1)					
(再掲) 市町村支援分 (11)					
市町村の実施 (12) (保健所を設置する市を除く)					

平成8年分

[注]

- 1 保健所及び市町村が歯科衛生について本年に行った活動状況を保健所活動及び市町村の実施とに区分して把握するものであること。
- 2 「市町村の実施」のうち保健所が依頼されたものは「保健所活動」及び「(再掲) 市町村支援分」にも計上すること。
- 3 表頭「検診・保健指導」の「乳幼児」の「3歳児健康診査(2)」には、歯科についての3歳児健康診査を行ったもののみを計上し、「その他(9)」には3歳児健康診査以外の検診・保健指導を行ったものを計上すること。
- 4 表頭「集団指導」の「開設回数」は、従事した人員、時間にかかわらず開設ごとに計上すること。

保健所運営報告

保健所番号	040	型別・人口別 号
-------	-----	-------------

4 栄養改善指導

平成8年中

040

		指 導 対 象					(再掲) 指導内容		指導者 (地区組織) (8)
		母 子 (1)	成 人 (2)	そ の 他		計 (5)	がん及び循環器系の疾病等 (6)	その他の疾病 (7)	
				(再掲) 40歳以上 (3)	(4)				
保健所活動	個別指導延人員 (1)								
	訪問指導延人員 (2)								
	集団指導	開設回数 (3)							
		延人員 (4)							
(再掲) 市町村支援分	個別指導延人員 (5)								
	訪問指導延人員 (6)								
	集団指導	開設回数 (7)							
		延人員 (8)							
(する市を除く) 市町村の実施	個別指導延人員 (9)								
	訪問指導延人員 (10)								
	集団指導	開設回数 (11)							
		延人員 (12)							

		施 設 指 導						計 (13)
		集 団 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設		
		1回100食以上又は1日250食以上		1回300食以上又は1日750食以上		1回50食以上又は1日100食以上		
保健所活動	個別指導施設数 (1)							
	集団指導	開設回数 (2)						
		施設数 (3)						

平成8年分

[注]

- 1 保健所の栄養指導員又は栄養士及び市町村の栄養士が本年に行った栄養改善指導の実施状況を保健所活動及び市町村の実施とに区分して把握するものであること。
- 2 「市町村の実施」のうち保健所が依頼されたものは「保健所活動」及び「(再掲) 市町村支援分」にも計上すること。
- 3 表頭「施設指導」の「集団給食施設」には、(特定多数人に対して定期的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)について個別栄養指導を行った場合に「1回100食以上299食以下又は1日250食以上749食以下」の集団給食施設と「1回300食以上又は1日750食以上」の集団給食施設に分け計上し、「その他の給食施設(1回50食以上又は1日100食以上)には「集団給食施設」以外のものについて計上すること。
- 4 表頭「集団指導」の「開設回数」は、従事した人員、時間にかかわらず、開設ごとに計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 050 管内・人口数

5 精神保健 平成 8 年中

	精神保健相談			精神保健訪問指導			計 (1)+(2)
	(1) 社会福祉(高橋)	(2) 老人精神保健(高橋)	(3) アルコール(高橋)	(4) 社会福祉(西郷)	(5) 老人精神保健(高橋)	(6) アルコール(西郷)	
実人員 (1)							
延人員 (2)							

平成 8 年分

【注】

- 1 保健所における精神保健相談の状況を把握するものであること。
- 2 精神科医士が実施に要する職員及びその他の職員と精神保健に関する業務に従事している者の記録を作成したものに於て計上すること。
- 3 事例の「実人員」は次に於て計上すること。
 - (1) 精神保健指導が、本年初めて（前年から引き続き相談、指導を受けた者を含む）、精神保健相談及び精神保健訪問指導を受けた実人員を計上すること。
 - (2) 同一人が複数の項目区分に該当する場合は、最もその区分のみに「1」と計上すること。
 - (3) 精神保健指導が、1人又は同一に於て複数を受けた場合は、精神保健指導本人のみに於て計上すること。
 - (4) 保健指導者が、精神保健指導を行っていない実所、1人以上の精神保健指導について相談を受けた場合は、相談を受けた精神保健指導者に、実人員を計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 050 管内・人口数

6 医療社会事業 平成 8 年中

	結核	精神障害	成人病	妊産婦	乳幼児	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
実施回数 (1)							

平成 8 年分

函送回数 (2)	
訪問回数 (3)	

【注】

- 1 保健所における医療社会事業の実施状況を把握することに要するものであること。
- 2 保健所の医療社会事業実施状況又は実施計画を保健所長が報告し、その実施に関する記録を作成したものに於て計上すること。
- 3 同一人について2項以上の区分に該当する場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。
- 4 事例の「実施回数」には、乳幼児の保護上の取組及びその家族の保護上の取組を行う乳幼児の保護について計上すること。ただし、家族の保護上の取組のうち「施設」から「成人病」までに該当する取組については、ここに計上せずそれぞれの区分に計上すること。
- 5 事例の「函送回数」には、本年中に函送訪問又は文書送達等により実施した取組のみに於て計上すること。
- 6 事例の「訪問回数」には、乳幼児保護担当者が本年中に訪問した回数に要するに於て計上すること。なお、保健指導等へ直接もって訪問した場合は、その実施回数に計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 071 管内・人口数

7 (1) 衛生教育(内務別開係別) 平成 8 年中

	衛生教育										計
	要染疫	精神	母子	成人・老人	児童・児童福祉	産科	医療・薬学	食品	環境	地区組織	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
保健所内 (1)											
実施所外 (2)											

平成 8 年分

【注】

- 1 調査会、研究会、座談会、講演会、座談会及び講演会等形式的いかに問わず、衛生教育の普及向上を目的として、一次保健又は特定開係に対して行った衛生教育についての保健所長を把握するものであること。
- 2 保健所が自ら実施して行ったものほか、他から依頼されて実施したものに於ては、実施したものに於て計上すること。
- 3 次のとおり区分されていること。
 - (1) 一般保護、保健又は保健教育による取組を行った場合
 - (2) 災害時に応急対応や保健所による災害対策、開会、災害時対策(下痢)、り災等による応急対応、健康相談について衛生教育を行った場合は、広域による活動の一環と考へ計上しないこと。
 - (3) パンフレット又はリーフレット等のみを配布した場合
 - (4) 保健所長等の実施のため実施している医師、保健師、看護師、栄養士等の専任者に対して行った場合
 - (5) 保健所長等の実施のため実施している医師、保健師、看護師、栄養士等の専任者に対して行った場合
 - (6) 保健所長等の実施のため実施している医師、保健師、看護師、栄養士等の専任者に対して行った場合
 - (7) 保健所長等の実施のため実施している医師、保健師、看護師、栄養士等の専任者に対して行った場合
 - (8) 保健所長等の実施のため実施している医師、保健師、看護師、栄養士等の専任者に対して行った場合
 - (9) 保健所長等の実施のため実施している医師、保健師、看護師、栄養士等の専任者に対して行った場合
 - (10) 保健所長等の実施のため実施している医師、保健師、看護師、栄養士等の専任者に対して行った場合
 - (11) 保健所長等の実施のため実施している医師、保健師、看護師、栄養士等の専任者に対して行った場合
- 4 「(11)」には「(10)」の項目は含まれないこと。

保健所運営報告

保健所番号 091 管内・人口数

8 (1) 保健婦(士)活動(訪問指導) 平成 8 年中

	保健婦(士)活動(訪問指導)													計 (1)+(2)		
	活動区 (高橋を除く)	活動区 (高橋)	精神保健			心身障害			成人病			その他 (高橋を除く)				
			社会福祉 (高橋)	老人精神保健 (高橋)	アルコール (高橋)	39以下	40以上	40以上	39以下	40以上	40以上		39以下		40以上	40以上
保健所 (高橋) 市町村 支援分																
市町村 保健婦 (高橋)																

平成 8 年分

【注】

- 1 保健婦及び市町村に勤務している保健婦(士)が行った訪問指導の状況を把握するものであること。
なお、「保健婦(士)」のうち、市町村から依頼されて行ったものについては、「(高橋)市町村支援分」にも計上すること。
- 2 妊娠、乳児及び幼児について「施設」から「その他」までの区分に該当する者を対象として訪問指導を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上し、「(高橋)」から「(施設)」までの各区分には計上しないこと。
- 3 事例の「保健婦(士)」には、保健所の業務として保健婦(士)が市町村に勤務している者について、ここに計上すること。
- 4 事例の「市町村保健婦(士)」には、市町村の業務として保健婦(士)が市町村に勤務している者について、ここに計上すること。

保健所運営報告

保健所番号 082 管内・人口数

8 (2) 保健婦(士)活動(訪問指導以外) 平成 8 年中

	保健婦(士)活動(訪問指導以外)							計
	健康相談	健康診査	予防接種	健康教育	検診訓練	電話相談等	その他	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
保健所保健婦(士) (1)								
(高橋) 市町村支援分 (2)								
市町村保健婦(士) (3)								

平成 8 年分

【注】

- 1 保健婦及び市町村に勤務している保健婦(士)について健康相談、健康診査等訪問指導以外の業務の対人サービス活動状況を把握するものであること。
なお、「保健婦(士)」のうち、市町村から依頼されて行ったものについては、「(高橋)市町村支援分」にも計上すること。
- 2 「保健婦(士)」は「保健婦(士)」の項目に該当した実人員の年間の数をたしあげたものであること。
- 3 「保健婦(士)」の「その他」には上記「保健婦(士)等」以外の業務の一環としての活動状況を把握すること。

保健所運営報告

保健所番号 | 0 9 2 | 区別・人口別 | 号

9 (2) 予防接種(定期)

平成8年中

0 9 2

Table with columns for vaccination types (D, P, T), periods (1st, 2nd), and counts (1-6). Includes categories for Diphtheria/Tetanus/Clostridium botulinum and Pertussis.

Table for Japanese Encephalitis (日本脳炎) with columns for vaccination periods (1st, 2nd, 3rd) and counts (7-9).

【注】 1 予防接種法による定期の予防接種の実施状況を把握するものであること。 2 接種者数は、予防接種施行規則第13条の規定による市町村長から保健所長への報告に基づいて計上すること。

保健所運営報告

10 (1) 届け予 防 (定期及び定期外の集団診断・予防接種)

平成8年中

1 0 1

Main vaccination report table with columns for location (事案者), school type (小学, 中, 高), age (小1-高3), sex, and counts (1-10). Includes a 'Total' (計) row.

【注】 1 結核予防法による定期及び定期外の集団診断及び予防接種については、その実施状況を把握するものであること。 2 法第11条第1項及び第20条の規定による実施者からの通知又は報告（結核予防法施行規則による法第27条第1項第1号関係記録簿予 防接種月報）をもとにして本年分をとりまとめ、計上すること。

保健所運営報告

保健所番号	型別・人口別 号
-------	-------------

10 (2) 結核予防（被保険者等別医療の公費負担） 平成 8 年中

102

	被用者保険		国民健康保険		老人生活 保健法	生活 保護法	その他	計
	本人 (1)	家族 (2)	一般 (3)	退職本人 (4)				
申請 (1)								
合格 (2)								
承認 (3)								

(注)

- 結核予防法第34条の規定による医療費の公費負担の状況を把握するものであること。
- 表頭の区分の2以上に該当する者については、最も左の区分のみ計上すること。ただし、老人保健法による医療受給者は「老人保健法」欄のみ計上すること。
- 表例の「申請(1)」には、結核診療協議会の診査を受けた者のうち、本年中に「合否」の決定がなされた者の数を計上すること。

10 (3) 結核予防（被保険者等別従業禁止・命令人の公費負担）

103

	被用者保険		国民健康保険		老人生活 保健法	生活 保護法	その他	計
	本人 (1)	家族 (2)	一般 (3)	退職本人 (4)				
前年末現在 (1)								
本年中承認数 (2)								
本年中解除数 (3)								
本年末現在 (4)								

(注)

- 結核予防法第35条第1項に規定する公費負担について、その実施状況を把握するものであること。
- 公費負担の申請があり、その承認を行った日の属する年中又は解除を決定した日の属する年中にそれぞれの件数を計上すること。
- 「本年中承認数(2)」には、既に結核予防法第35条第1項による公費負担を行っている者についての継続承認は含まないこと。したがって、「本年中解除数(3)」についても継続申請があり、継続が認められた者は解除の扱いとしないこと。

平成8年分

保健所運営報告

保健所番号	型別・人口別 号
-------	-------------

110

11 感染症（検査状況）

平成 8 年中

種別	検査した検体数 （備考(1)を 含む）	無料 で実施した もの (1)	有料 で実施した もの (2)	患者 （類似を含む） (1)	対象（類似を含む） との接触者 (2)	定常検診 保有者 (3)	疑 惑者 (4)	多発地域住民・異 常発生に相当する もの (5)	食品関係 等者の集団 (6)	給食施設 等者の集団 (7)	水道給水 等者の集団 (8)	その他 (9)	計 数	
														種別 検体数 (3)
細菌性														
ウイルス														
真菌														
寄生虫														
その他														

平成8年分

(注)

- 保健所において取り扱った細菌性赤痢及び腸チフス・パラチフスの検査状況を把握するものであること。
- 伝染病院及び保健所等へ届出中の者（ただし、防疫対策上必要な医療及び保健所に搬送したものを除く。）の検体は含まないこと。
- 保健所が自ら検査したものについては、結果の判明した日の属する年中に、他に検査を依頼したものについては、結果の報告を受けた日の属する年中に計上すること。
- 表頭の区分は、検査の対象によってそれぞれに分類して計上すること。したがって、ある区分に属するものを対象として検査を行った場合には、その対象の区分に同時に他の区分に該当するものがある場合であっても、その本来の分類区分のみ計上すること。

保健所運営報告

保健所番号	型別・人口別 号
-------	-------------

120

12 衛生虫駆除活動

平成 8 年中

実施活動 (1)	実施箇所数 （備考(1)または(2) を除く。）	有 限 者 数 (2)	虫 類 の 種 類 （被検便者を除く。）						被検便者数 (9)
			回 虫 (3)	十二指腸虫 (4)	種 虫 (5)	蟻 虫 (6)	糞川・糞形虫 (7)	その他の虫類 (8)	
市町村の実施 （保健所を数除く） (2)									
計 (3)									

(注)

- 衛生虫駆除に関する保健所活動及び市町村の実施状況を把握するものであること。
- 保健所が自ら実施したものについては結果の判明した日の属する年中に、他に検査を依頼したものについては結果の報告を受けた日の属する年中に計上すること。
- 表例の「市町村の実施（保健所を数除く）」(2)には、学校保健法第6条及び第8条の規定に基づいて行われたものについては、含まないこと。

平成8年分

保健所運営報告

保健所符号	型別・人口別号
-------	---------

15 (1) 環境衛生(環境衛生監視員等の調査・監視指導)

平成 8 年中

1 5 1

	営業関係施設						廃棄物処理・清掃関係施設			
	旅館等 (1)	興行場 (2)	公衆浴場 (3)	理容所 (4)	美容所 (5)	クリーニング所 (6)	し尿処理施設 (7)	浄化槽 (8)	ごみ処理施設 (9)	産業廃棄物 処理施設 (10)
調査・監視 指導延施設数										

	飲料水施設							その他の施設						その他 (20)	計 (21)	
	水道事業 [簡易水道等] (1)	簡易水道 事業 (2)	水道用水 供給事業 (3)	専用水道 (4)	簡易専用水 道 (5)	その他の 水道 (6)	井戸等 (7)	化製場 [保する施設 を含む] (8)	審議会 家さん会 (9)	火葬場 (10)	墓地 納骨堂 (11)	特定建築物 (12)	一般プール (13)			
調査・監視 指導延施設数																

〔注〕

- 1 管内の環境衛生関係施設に対して行った環境衛生監視員及び環境衛生指導員等の現場調査及び監視指導の状況を把握するものであること。
- 2 立入検査の対象となっている施設については、環境衛生監視員、環境衛生指導員、又は水道法第39条に規定する当該職員が行ったもののみについて計上すること。
- 3 情報に基づき無許可無届営業施設の調査に出勤した場合、又は監視の際発見した無許可無届営業施設については計上しないこと。
- 4 計上の単位は、同一施設を1回監視指導ごとに「1」とすること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合も「1」とすること。

15 (2) 環境衛生(飲料水水質検査)

1 5 2

検査した検体数 (油から依頼された又は他に 依頼した検体を 含む。)	水道事業 (簡易水道事業を除く。)	簡易水道事業	水道用水供給事業	専用水道	簡易専用水道	その他の水道	井戸等	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
給水栓水・ 蛇口水等 (1)								
水道原水 (2)								

平成8年分

〔注〕

- 1 保健所において取り扱った飲料水施設の検査状況を把握するものであること。
- 2 飲料水施設における給水栓・蛇口・井戸等及び水道原水から直接採取した水の水質検査について計上するものであること。

保健所運営報告

保健所符号	型別・人口別号
-------	---------

16 試験検査

平成 8 年中

1 6 0

		件数
病原微生物学的検査	赤痢培養・同定 (1)	
	コレラ培養・同定 (2)	
	チフス培養・同定 (3)	
	結核塗まつ (4)	
	結核培養・同定 (5)	
	その他塗まつ (6)	
	その他培養・同定 (7)	
	(食) 赤痢 (8)	
	(別掲) サルモネラ (9)	
	(別掲) その他 (10)	
(1) から (10) までの計 (11)		

		件数
臨床検査	血液	血液学的検査
		血算 (1)
		赤血球沈降速度 (2)
		血液型 (3)
		その他の検査 (4)
		血清学的検査
		梅毒血清反応 (5)
		エイズ検査 (6)
		その他の検査 (7)
		生化学的検査
	肝機能検査 (8)	
	脂質検査 (9)	
	その他の検査 (10)	
	尿	尿検査 (11)
		潜血反応 (12)
		寄生虫卵 (13)
		その他 (14)
	生理学的検査	心電図 (15)
		眼底 (16)
	胸部X線検査	間接撮影 (17)
直接撮影 (18)		
その他 (19)		
(1) から (19) までの計 (20)		

		件数	
食品等の検査	水	細菌学的検査 (1)	
		理化学的検査 (2)	
		その他の検査 (3)	
	飲料水	水道水	細菌学的検査 (4)
			理化学的検査 (5)
		井戸水	細菌学的検査 (6)
			理化学的検査 (7)
		その他	細菌学的検査 (8)
			理化学的検査 (9)
	プール水等	細菌学的検査 (10)	
		理化学的検査 (11)	
		生物学的検査 (12)	
	排水等	細菌学的検査 (13)	
		理化学的検査 (14)	
	生物学的検査 (15)		
浄化槽検査 (16)			
環境測定検査 (17)			
その他の検査 (18)			
(1) から (18) までの計 (19)			

平成8年分

〔注〕

- 1 保健所において本年中に行った試験検査にかかる検体数を把握するものであること。
- 2 保健所において行った検査のみについて計上し、他の検査施設に依頼したものは計上しないこと。
- 3 表例の区分ごとに検査した検体数を計上すること。なお、同一検体について表例に掲げた2種以上の検査を実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。

保健所運営報告

保健所符号

170

保健所・人口別
符

17 エイズ(相談件数及び検査のための採血件数)		平成8年中	HIV抗体検査のための採血件数
相談件数	検査件数		
電話 (1)	米所 (2)		確認検査 (4)
			スクリーニング検査 (3)

平成8年分

【注】

- 1 この表は、保健所におけるエイズに関する相談・検査状況を把握するものである。
- 2 保健所において受け付けたエイズに関する相談件数及び保健所が行ったHIV抗体検査のための採血件数を計上すること。
- 3 下記の要式式が成立すること。
(3) (4)



保健所運営報告

保健所符号	保健所・人口別 符
190	

19 保健婦(士)等設置状況
 1 保健所 平成8年末現在

保健所保健婦(士)数				保健所 助産婦数 (5)	保健所 看護婦(士)数 (6)	人 (政令市特別区 保健所のみ) (7)
保健所内 (1)	駐 在 (2)	その 他 (3)	計 (4)			

2 管内市町村

市町村名	市町村符号 (8)	区 分 (9)	市町村保健婦(士)数			保健所保健婦(士)数		市町村 助産婦数 (15)	市町村 看護婦(士)数 (16)
			派遣 (10)	嘱託 (12)	駐 在 (13)	その 他 (14)			
合 計									

平成8年分

【注】

- 1 保健所及び市町村で地域保健活動に従事している常勤の保健婦(士)、助産婦及び看護婦(士)数を把握するものであること。
- 2 駐在には駐在所を設置し保健婦活動をしている保健婦(士)を計上すること。
- 3 その他には過疎四法(過疎地域振興特別措置法、離島振興法、山村振興法、沖縄振興開発特別措置法)及びへき地対策に基づく保健婦(士)を計上すること。
- 4 派遣には地方自治法第254条の17の運用を受けた保健婦(士)を計上すること。
- 5 嘱託には市町村職員定数外で市町村保健事業全般に従事している保健婦(士)を計上すること。